

## 消費者契約法に関連する消費生活相談件数と裁判の概況～法施行後 2 年～

国民生活センターや全国の消費生活センターにおける消費者契約法に関連する消費生活相談の状況については、半年経過分を 2001 年 12 月に、1 年経過分とその時点での裁判の概況について 2002 年 6 月に公表した。

今回、その後の傾向についてみたところ、関連消費生活相談については、内容・傾向ともほとんど変化はみられなかった。他方、裁判例については、大学の授業料・入学金の返還に関連して複数の判決が出るなどの動きがみられる。

消費者契約法施行後 2 年の関連消費生活相談の件数と判決の概況をとりまとめた。

## 1. 消費者契約法に関連する相談件数（〔表 1〕参照）

2001 年 4 月 1 日以降 2003 年 3 月 31 日までに国民生活センターおよび各地消費生活センターで受付け、2003 年 6 月末日までに P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）により把握できた消費者契約法に関連する消費生活相談（ ）は合計 3405 件である。契約の締結過程について規定した第 4 条関連の相談が 2871 件（84.3%）、不当条項について規定した第 8～10 条関連の相談が 492 件（14.4%）となっている。第 4 条関連の相談を項目ごとにみると、「不実告知」が 1592 件と最も多く、次いで「監禁」（退去妨害）686 件などであった。

## 消費者契約法に関連する消費生活相談とは

P I O - N E T に入力される消費生活相談のうち、消費者契約法が施行された 2001 年 4 月 1 日以降に消費者が業者と契約をしているもので、かつ相談を受付けた消費生活センターがその相談処理を行なう際に消費者契約法を利用した相談をいう。消費者契約法の要件に該当すると考えられる事例であっても、「特定商取引に関する法律」等に規定されるクーリング・オフ制度で解決されたものなどは含まれない。

〔表 1〕消費者契約法に関連する消費生活相談件数

相談受付期間		'01年4月～'02年3月	'02年4月～'03年3月	'01年4月～'03年3月			
消費者契約法に関連する相談		1399件	100.0%	2006件	100.0%	3405件	100.0%
第4条関連の項目	不実告知	1167件	83.4%	1704件	84.9%	2871件	84.3%
	断定的判断の提供	613件	43.8%	979件	48.8%	1592件	46.8%
	不利益事実の不告知	134件	9.6%	209件	10.4%	343件	10.1%
	不退去	38件	2.7%	49件	2.4%	87件	2.6%
	監禁(退去妨害)	191件	13.7%	217件	10.8%	408件	12.0%
第8～10条関連の項目	問題契約書	305件	21.8%	381件	19.0%	686件	20.1%
その他		197件	14.1%	295件	14.7%	492件	14.4%
		69件	4.9%	29件	1.4%	98件	2.9%

各項目はマルチカウント。(2001年4月1日から2003年3月末日までに受付けた相談のうち2003年6月末日までにPIO-NETにより把握できたもの)

2002年10月から2003年3月までの半年間のそれぞれの項目における相談件数の多い商品・サービスの概況は、以下のとおり。

まず、第4条関連として、「不実告知」関連では、浄水器、健康食品、教材関連など、「断定的判断の提供」では、内職関連、商品相場関連など。また、「不退去」では、寝具、浄水器など、「監禁（退去妨害）」では、アクセサリ、和服など。

「問題契約書」関連では、各種教室・講座関連、レンタル・リース関連などが目立っている。

## 2. 消費者契約法関連判決の概況

国民生活センターで収集した消費者契約法により判断した判決は、11月1日現在で13件（〔表2〕参照）となっている。2002年6月にとりまとめた時点で消費者契約法により判断した判決は、N03までであった。

〔表2〕のうち、刊行物に掲載されているものは、N04（東京地裁平成14年3月25日）、N05（大阪地裁平成14年7月19日）、N08（京都地裁平成15年7月16日）である。

N08、N09、N010、N012、N013については、弁護士等のグループが行った「110番」をきっかけに全国で多数起こされている大学、専門学校等の授業料・入学金の返還訴訟関連のものである。消費者契約法施行前の契約について、民法により判断されている判決も前後数件が出ている。今後も複数の判決が出される予定になっているが、現状では、概ね消費者契約法施行以降の契約については、入学金は返還されないが授業料については返還が認められている。

このほか、消費者契約法第9条による無効を主張したが、消費者契約法施行前の契約として棄却された判決（福岡簡裁平成13年11月19日未掲載）がある。なお、同判決では契約が施行後であったとしても利息制限法が優先適用すると判示している。

また、消費者契約法施行前の契約について、消費者契約法の立法趣旨に鑑みて説明義務違反を認め、パソコン講座料の一部返還を認めた判決（大津地裁平成15年10月3日未掲載）などもみられる。

〔表2〕消費者契約法判決

	判決	掲載誌	事件の概要	判決の内容	備考
1	川越簡裁平成13年7月18日(確定)	未登載	事業者からの旅行情報提供サービス会員の入会金請求に対し、消費者が支払方法につき不実告知等による取消しを主張した。	自社割賦と思ったら、サラ金からの借入れが条件だったことにつき、「不実告知」による取消しを認めた。	少額訴訟判決
2	札幌簡裁平成13年11月29日(確定)	未登載	平成11年2月に借り入れた20万円の返済についての平成13年6月にした和解契約(延滞害金年率26.28%)に基づく、事業者からの返済請求。	遅延損害金の率を法第9条2項により14.6%に制限するとした。(欠席判決)	
3	神戸簡裁平成14年3月12日(控訴後確定)	未登載	歌手志望で俳優等養成所に入所直後、思っていたものと違ふとして消費者契約法の不実告知等による取消し等を主張し、支払済費用の返還を求めた。	3カ月後の月謝の値上げを告げなかったことが「不利益事実の不告知」に該当するとして取消しを認めた。	
4	東京地裁平成14年3月25日(上告)	判例タイムズ1117号、金融・商事判例1152号	パーティの予約を解約すると営業保証料として一律1人当たり5,229円徴収すると定めた規約は、「平均的な損害」を超える請求であるとして平均的な損害を超える請求を不服とした。	法第9条1項の「平均的な損害」は、契約の種類ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由等の事情に照らして判断するのが相当であるとした。その上で、民事訴訟法248条を適用して損害を認定した。	
5	大阪地裁平成14年7月19日(確定)	金融・商事判例1162号	中古車販売の解約において車両価格の15%の損害賠償金と作業実費を請求する条項に基づき、販売店が支払いを求めた。	注文から2日後の撤回であること等から損害が発生しうるものとは認められないとして販売店の請求を棄却した。	
6	京都簡裁平成14年10月30日(確定)	未登載	仲裁センター発行パンフレットには当事者が同席して手続が行われるものと誤信させる絵が描いてあるが、事実と異なり不実告知に該当するとして取消しを求めた。	当該パンフレットが仲裁手続の全般にわたり当事者同席のうえで行われることを一般人に誤認させるものとは認められないとして棄却した。	
7	東大阪簡裁平成15年4月22日(控訴)	未登載	小犬の売買において、感染症に罹患した小犬が引き渡された後に同犬が死亡したことにつき、売買代金の返還を求めた。	生命保証制度に加入しなかった場合、販売店は免責されるとの契約条項は、法第1、10条に照らして無効であるとして消費者からの請求を全面的に認めた。	
8	京都地裁平成15年7月16日(控訴)	判例時報1825号	学納金不返還特約は、法第10条に該当し無効であるとし、既払いの学納金の返還を求めた。	入学金を「学生としての地位を取得するについて、一括して支払われるべき金銭であって、入学に伴って必要な学校側の手続き及び準備のための諸経費に要する手数料」と性格付け、在学契約の始まる4月1日以降に入学を辞退した者については、入学金の返還を認めなかったが、法第9条1項の「平均的な損害」を超えるとして入学金と授業料の返還を命じた。	
9	大阪地裁平成15年10月6日	未登載	大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金と授業料の返還を求めた。	消費者契約法施行後の授業料を返還しないとの特約は同法に違反するとして返還を命じた。しかし、入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。	
10	大阪地裁平成15年10月16日	未登載	大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金と授業料の返還を求めた。	法施行後の授業料を返還しないとの特約は同法に違反するとして返還を命じた。しかし、入学金については「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。	
11	大阪簡裁平成15年10月16日	未登載	6ヶ月間入居した物件を解約したところ、本件賃貸借契約の特約に基づき、敷金40万円のうち30万円を差し引かれた賃借人が、敷金の返還を求めた。	入居の長短にかかわらず一律に保証金を差し引くこととなる敷引特約は、民法等他の関連法規の適用による場合に比し、消費者の利益を一方的に害する条項であり、法第10条により無効であるとし、敷金の返還を命じた。	少額訴訟判決
12	大阪地裁平成15年10月23日	未登載	専門学校合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金と制服代金等の返還を求めた。	入学金については、「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。また、制服代金は、制服の売買契約を在学契約と不可分一体のものであるとは言えないと判断し返還を認めなかった。	
13	東京地裁平成15年10月23日(控訴)	未登載	大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した入学金と授業料の返還を求めた。	法施行後の授業料を返還しないとの特約は同法に違反するとして返還を命じたが、入学金については、「入学資格を得た対価」として返還義務を否定した。	